

医薬品の個人輸入について

薬監証明※により、他者への販売・授与を目的として個人輸入するものではないことを確認するとともに、特に注意を要する医薬品については、医師以外の個人輸入を制限している。

また、自己責任の下での使用であっても安全性が確認されていない医薬品等の使用は健康被害を生ずるおそれがあることから、安易な個人輸入は控えるよう注意喚起を行っている。

- ・輸入者自身が自己の責任において使用することが目的の場合
- ・医師又は歯科医師等が自己の患者の診断又は治療に供することを目的とする場合

税 関

(関税法)

- 多量の場合
- 医師等が患者に使用する場合
- 特に注意を要する医薬品の場合
 - ・妊娠中絶薬(不正出血の副作用)
 - ・サリドマイド(催奇形性の副作用)
 - ・経口にきび薬(催奇形性、胎児死亡等の副作用)
 - ・主に中国製のダイエット用製品

- 個人で使用することが明らかな数量以内
(処方せん薬・毒薬・劇薬:1ヶ月分)
(その他の医薬品:2ヶ月分)

※

地方厚生局で、他人への販売・授与が目的で輸入するものではないことを確認
(薬監証明)

(薬事法では、販売等を行う際には、許可が必要)

税 関

通 関